

『2013年版 司法試験 完全整理択一六法 民事訴訟法』
お詫びと訂正

以下の箇所に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

2013年6月4日現在

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後	更新日
529	最終行	又は保管人に目的物を保管させる処分そ	又は保管人に目的物を保管させる処分その 他の必要な処分をすることができる。	2013.05.13
判例索引1	左列16行目	大 判 昭6.4.22	大 決 昭6.4.22	2013.02.06
371	下から5行目	▼ 大 判 昭6.4.22	▼ 大 決 昭6.4.22	2013.02.06
371	下から4行目	判 旨	決 旨	2013.02.06
472	下から1～2行目	② 配当要求の終期までに配当要求をした債権者	削除	2013.01.29
5	1行目	訟事件手続法	非 訟事件手続法	2012.12.17
161	21行目	…効果を生じるものがある> 共 。	…効果を生じるものがある> 共 。	2012.12.17
529	下から1行目	…又は保管人に目的物を保管させる処分そ	…又は保管人に目的物を保管させる処分その 他の必要な処分をすることができる。	2012.11.15
157	下から7行目	第132条の5～第132条の9まで不掲載	第132条の5（証拠収集の処分の管轄裁判所等） I 次の各号に掲げる処分の申立ては、それぞれ当該各号に定める地を管轄する地方裁判所にしなければならない。 ① 前条第1項第1号の処分の申立て申立人若しくは相手方の普通裁判籍	2012.10.29

			<p>の所在地又は文書を所持する者の居所</p> <p>② 前条第1項第2号の処分の申立て申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は調査の囑託を受けべき官公署等の所在地</p> <p>③ 前条第1項第3号の処分の申立て申立人若しくは相手方の普通裁判籍の所在地又は特定の物につき意見の陳述の囑託がされるべき場合における当該特定の物の所在地</p> <p>④ 前条第1項第4号の処分の申立て調査に係る物の所在地</p> <p>II 第16条第1項、第21条及び第22条の規定は、前条第1項の処分の申立てに係る事件について準用する。</p> <p>第132条の6（証拠収集の処分の手続等）</p> <p>I 裁判所は、第132条の4第1項第1号から第3号までの処分をする場合には、囑託を受けた者が文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述をすべき期間を定めなければならない。</p> <p>II 第132条の4第1項第2号の囑託若しくは同項第4号の命令に係る調査結果の報告又は同項第3号の囑託に係る意見の陳述は、書面でしなければならない。</p> <p>III 裁判所は、第132条の4第1項の処分に基いて文書の送付、調査結果の報告又は意見の陳述がされたときは、申立人及び相手方にその旨を通知しなければならない。</p> <p>IV 裁判所は、次条の定める手続による申立人及び相手方の利用に供するた</p>	
--	--	--	--	--

			<p>め、前項に規定する通知を発した日から1月間、送付に係る文書又は調査結果の報告若しくは意見の陳述に係る書面を保管しなければならない。</p> <p>V 第180条第1項の規定は第132条の4第1項の処分について、第184条第1項の規定は第132条の4第1項第1号から第3号までの処分について、第213条の規定は同号の処分について準用する。</p> <p>第132条の7（事件の記録の閲覧等）</p> <p>I 申立人及び相手方は、裁判所書記官に対し、第132条の4第1項の処分の申立てに係る事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は当該事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。</p> <p>II 第91条第4項及び第5項の規定は、前項の記録について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは「第132条の7第1項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は相手方」と読み替えるものとする。</p> <p>第132条の8（不服申立ての不許）</p> <p>第132条の4第1項の処分の申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができない。</p> <p>第132条の9（証拠収集の処分に係る裁判に関する費用の負担）</p> <p>第132条の4第1項の処分の申立てについての裁判に関する費用は、申立人の負担とする。</p>	
--	--	--	--	--

51	下から 1 行目	・・・訴訟行為をし ようとする者は、 遅滞のため 損 ・・・	・・・訴訟行為をしようとする者は、遅滞の ため・・・	2012. 09. 15
436 ～ 518	インデッ クス (爪)	執行停止	民事執行法	2012. 09. 15